

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 上水5B-009
- 2 案件名 石原山配水池撤去工事
- 3 案件場所 宝塚市雲雀丘3丁目地内
- 4 契約期間 契約日から令和6年(2024年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪府大阪市北区西天満5丁目6番4号
社名：フジタ道路(株)

6 指定理由

(根拠)

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号該当

宝塚市水道事業及び下水道事業会計規程第91条該当(宝塚市契約規則第20条第1項ただし書き該当)

(指定理由)

本工事は、宝塚市雲雀丘3丁目地内で行われている民間の宅地開発事業に伴い既存の石原山配水池が廃止となるため、その施設と地山の撤去を行うものである。

現在、案件場所において民間の宅地開発事業者が発注した工事と本工事が予定されている。前者の工事内容は、既存の石原山配水池跡地における擁壁工、宅地開発事業地全域の舗装工である。一方、後者の工事内容は石原山配水池と地山の撤去である。すなわち、双方の工事範囲が重複した状態となっている。

また、双方の工事では大型車が工事範囲に出入りする。前者の工事では、コンクリートミキサー車やダンプトラック等が、後者の工事ではダンプトラック等が使用される。それらの大型車は、クランクの無い道幅5m程の急勾配の工事用進入路を使用するしか無い。そこは離合が不可能であるため、双方の工事が交錯した状態となっている。

当案件場所において、工事業者は品質や工程の一元的な管理、工事進入路をはじめとする通路の一元的な規制、工事の手待ちの短縮を図らなければならない。よって、工程管理や工事の安全・円滑かつ適切な施工の確保のため、本工事について前者の工事の受注者であるフジタ道路(株)と特名随意契約を行う。

- 7 問い合わせ先 上下水道局 施設部 工務課 内線：4255